

京都市告示第 90 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成24年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成24年6月1日

京都市長 門川 大作

1 事業計画が告示された日

平成24年5月18日（京都府告示第329号）

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域

上京区出水平学区のうち南伊勢屋町の一部、北伊勢屋町の一部、左馬松町の一部、中務町の一部、小山町の一部、西院町の一部、櫛笥町、中書町、一丁目、二丁目、三丁目、浮田町、中村町、下丸屋町、田中町、十四軒町、分銅町、天秤町、東天秤町、西天秤町、金馬場町、田村備前町、尼ヶ崎横町、東神明町、西神明町、福島町、二本松町、弁天町、新御幸町、白銀町、坤高町、山本町、天秤丸町、秤口町、西辰巳町、東辰巳町及び南清水町

4 調査期間

平成24年6月1日から平成25年3月29日まで

(建設局土木管理部道路明示課)